

令和8年度市民税・県民税申告の手引き 鳥取市

令和8年度市民税・県民税の申告時期になりました。この手引きをよくお読みになり、令和7年中の所得金額及び所得控除に関する事項について申告してください。

◎申告が必要な人（4ページのフローチャートを参考にしてください）

令和8年1月1日現在鳥取市内に住所または生活の拠点があり、次に該当する人です。

- 令和7年中に営業等・農業・不動産・配当などの所得、個人年金などの雑所得のあった人
- 給与と所得者で次に該当する人
 - 給与の支払報告書が勤務先から市役所へ提出されていない人（日雇やパートで働いている人、令和7年中に退職した人など）
 - 給与・年金以外で、農業・家賃・地代などの所得のあった人（所得税では、給与以外の所得が20万円以下の人、確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税については申告が必要です。）
- 外国の法令に基づく年金を受給している人
- 医療費控除や雑損控除を受けようとする人
- 令和7年中に収入がなかった人で、国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人
 - ② 申告を行わないと、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の算定が正しくできない場合や、各種証明書が発行できない場合がありますのでご注意ください。
 - ③ ただし、令和8年1月1日現在、鳥取市内に住所がない場合でも、同日現在、市内に本人、家族の居住に供することができる家屋敷や継続して事業が行われている事業所を所有等している場合は、別に事業所、家屋敷課税による申告が必要な場合があります。

◎申告をする必要がない人

- 所得税の確定申告書提出した人
- 給与の支払報告書が支払者から市役所に提出されていて、その他の収入がない人
- 公的年金等の支払報告書が支払者から市役所に提出されていて、その他の収入がない人

公的年金等の収入が400万円以下で他の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除、配偶者特別控除等を受けようとする場合は申告が必要です。また、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に扶養親族として記載された人を別の人の扶養親族に変更する場合には、その方を扶養親族から除外する申告が必要です。

◎税務署との合同申告

- 【申告会場】 鳥取市役所駅南庁舎（さざんか会館隣） 地下第4会議室（市民税・県民税の申告）
鳥取市役所駅南庁舎（さざんか会館隣） 地下第5会議室（所得税の確定申告）
- 【設置期間】 2月16日（月）から3月16日（月）まで
- 【相談時間】 午前9時から午後5時（受け付けは午前8時30分から午後4時まで）
※土曜日、日曜日、祝日は除きます。ただし以下の日は上記申告会場にて申告を受け付けます。

市民税・県民税の申告
所得税の確定申告 3月1日（日）のみ

◎各総合支所での申告

各総合支所でも申告相談、申告を受け付けます。詳しくは総合支所日より1月号または2月号でご確認ください。

◎電子申告について

令和8年度の市民税・県民税の申告は、電子申告でも受け付けております。詳細は、本市公式ホームページに掲載する「個人住民税の電子申告について（令和8年度分）」のページをご参照ください。
※上記のページは、本市の公式ホームページのサイト内検索より、「個人住民税電子申告」と検索していただく、とご覧いただけます。

◎郵送での申告（ファクシミリ・電子メールでの提出は受け付けておりません。）

郵送による申告も受け付けております。申告書の控えを希望される方は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。また、下記の「◎申告に必要なもの」も忘れずにご同封くださいますようお願いいたします。

◎申告に必要なもの

- 「マイナンバーカード」または、「通知カード及び身分証明書（運転免許証など）」
- 給与と所得者や公的年金受給者は、源泉徴収票（本人交付用）または支払者の証明書
- 営業、農業等の事業所得者は、収支内訳書（申告書裏面の所得計算書を使用することもできます）と計算のもととなった金額を証明するための帳簿類や領収書等
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費等の明細書、支払証明書または領収書等
※鳥取市に支払った社会保険料の証明書は、長寿社会課（介護保険料）や収納推進課（国民健康保険料）、保険年金課（後期高齢者医療保険料）で入手できます。
- 医療費控除を申告する人は、事前に医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を集計してください。
- 扶養控除等を申告する人は、配偶者及び扶養親族等の所得（収入）が分かるもの
- 障害者に該当する人は、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳。要介護認定を受けている人は障害者控除対象者認定書
- 雑損控除を受ける人は、住宅や家財の損害などに関連する支出についての明細書、領収書
- その他 必要経費の額や控除額を証明するもの

申告期限は3月16日（月）です。忘れずに申告してください。

申告内容によっては、税務署への確定申告を案内する場合があります。

申告書には、マイナンバーの記載が必要です。

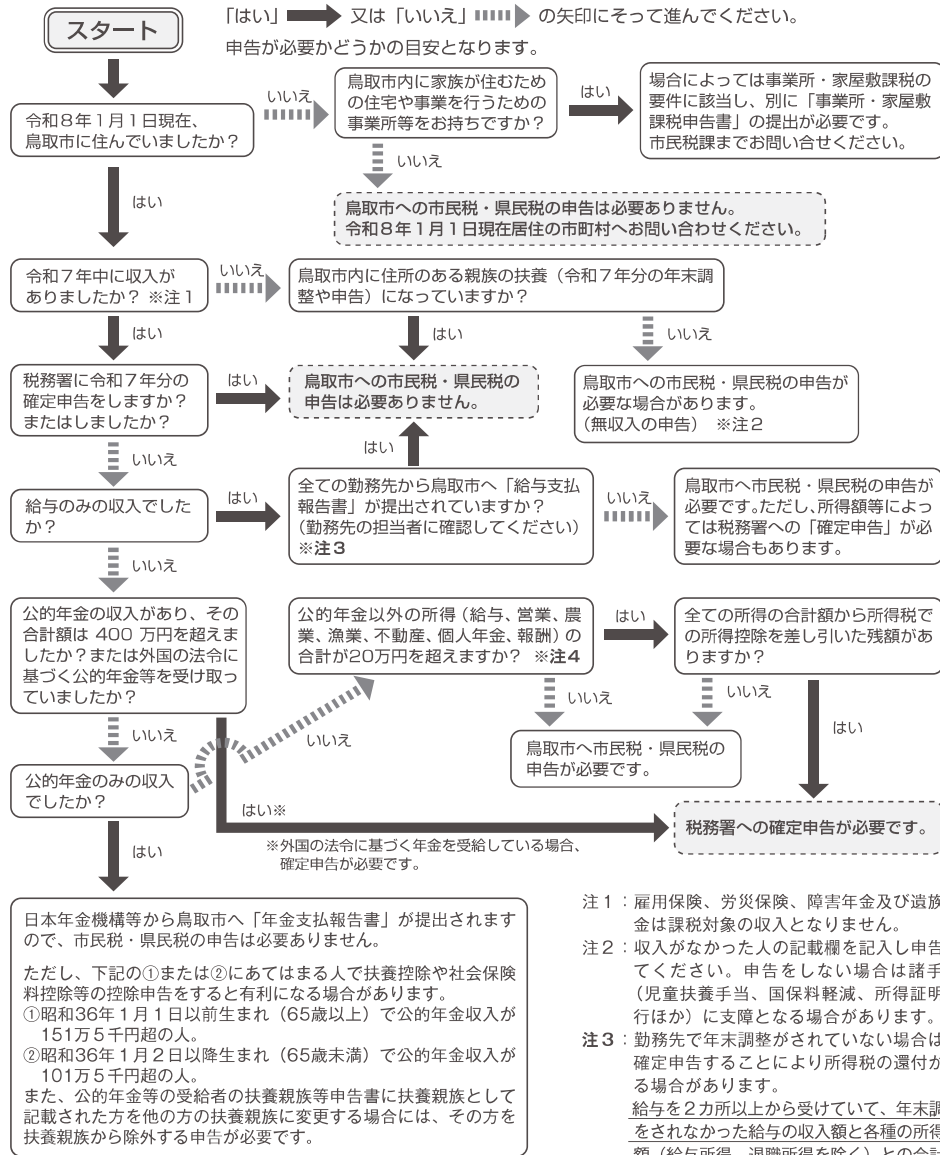
問い合わせ先

鳥取市総務部税務・債権管理局市民税課
〒680-8571 鳥取市幸町71番地 2階21番税総合窓口
電話 (0857)30-8147 FAX (0857)20-3921
E-mail siminzei@city.tottori.lg.jp
URL https://www.city.tottori.lg.jp/

「市民税・県民税の申告をする必要があるのでしょうか？」

下記のフローチャートを参考としてください。

※このチェック表は一般的な例となっています。ご不明な点は市民税課までお問い合わせください。



注1：雇用保険、労災保険、障害年金及び遺族年金は課税対象の収入となりません。

注2：収入がなかった人の記載欄を記入し申告してください。申告をしない場合は諸手続（児童扶養手当、国保料軽減、所得証明発行ほか）に支障となる場合があります。

注3：勤務先で年末調整がされていない場合は、確定申告することにより所得税の還付がある場合があります。

給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える人は確定申告が必要です。

注4：公的年金以外の所得が給与の場合、鳥取市への市民税・県民税の申告は必要ありません。ただし、所得金額等によっては税務署への確定申告が必要な場合があります。

事業所得（農業など）のある人へ

事前に収入と経費をまとめた「収支内訳書」を作成してください。

医療費控除を申告される人へ

事前に医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を集計してください。

※駐車場の混雑が予想されるため、公共交通機関の利用をお願いします。

控除額

市民税・県民税申告書の書きかた

鳥取市長 様 年 月 日 提出

住所欄等

12桁の個人番号、令和8年1月1日現在の住所（生活の拠点としていた住所）及び現住所（申告書提出時点で生活の拠点としている住所、同上なら☑をしてください）・生年月日・フリガナ・氏名・電話番号を記入してください。
申告者に代わって申告の手続きをする場合は、代理申告者名も記入してください。

【委任状について】

申告者に代わって申告の手続きをする場合は、代理申告者名の記入と委任状が必要です。
申告者は申告書裏面下部の委任状欄に記載をお願いします。
※成年後見人等の登記事項証明書や税務代理権限証書があれば、委任状の記載は省略可能です。

収入がなかった人の記載欄

収入のなかった人は、あてはまる項目に☑をしてください。その他の理由による場合は、できるだけ具体的に記入してください。

1 收入金額等

収入金額	令和7年中に収入することが確定した金額です。売掛金、現物収入、自家消費した商品、雑収入、未収家賃なども含みます。
必要経費	令和7年中に収入を得るために要した費用（商品原価、雇人費、事業用固定資産等の地代・家賃、修繕費、減価償却費など）です。 家内労働者や外交員、基金入その他特定の者に対して継続的に役務の提供を行っている方は、上記必要経費の合計額が65万円以下であっても、特例として65万円の必要経費が認められる場合があります。（詳しくは、市民税課にお問い合わせください。）

2、3 所得金額

営業等所得	小売業、卸売業、製造業、飲食業、サービス業、漁業、養殖業、大工、左官、外交員、集金人、雇員、内職などの所得です。(収入金額－必要経費)
農業所得	農作物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育などによる所得です。 (収入金額－必要経費)
不動産所得	アパート、貸家、貸室、貸事務所、駐車場、貸地などの所得です。 (収入金額－必要経費)
利子所得	公社債及び預貯金の利子で源泉分離課税を選択しなかった利子所得です。
配当所得	株式の配当、出資金の配当、余剰金の分配などの所得です。 住民税が源泉徴収されている配当所得を申告する場合は、配当割除税除額（源泉徴収控除の住民税額）を「9」に記入してください。
給与所得	給与、賞与、賃金、専従者給与などの所得です。 (収入金額は支払者ごとに記入し、その合計を収入金額合計欄に記入します。) 給与支払者の発行する源泉徴収票又は支払証明書添付又は持参してください。 日雇賃金等で源泉徴収票がないときは、申告書裏面の「[給与所得等の月別収入状況]」欄に収入金額を記入してください。 ※給与所得の金額の計算は「[別紙1]」ページの「[給与所得控除後の金額の計算方法]」を参照してください。
雑所得	恩給、公的年金、生命保険年金（個人年金等）、郵便年金（互助年金等）、原稿料、講演料、印税、非営業貸付金、太陽光発電等による売電などの所得です。 この年金等は支払者ごとに記入してその合計額を本欄に記入してください。業務、その他の雑所得は支払者、収入金額、必要経費を記入してください。 ※公的年金等に係る雑所得の算出は、「[別紙1]」ページの「公的年金等に係る雑所得の金額の計算方法」を参照してください。
一時所得	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金などの所得です。裏面に計算して、表面のシ欄、⑧欄に記入してください。

※総合譲渡、分離譲渡、山林所得等については、市民税課又は税務署へお問い合わせください。

6 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、あなたの仕事に従事した期間が1年のうち6カ月以上を超える人の給与を収入金額から控除することができます。ただし、事業専従者とした者は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の対象となりません。

白色専従者の控除額は、次のいずれか低い金額です。

1. 配偶者は86万円、配偶者以外の親族は50万円
2. その事業に係る所得（事業所得、不動産所得、山林所得）÷（専従者の数＋1）

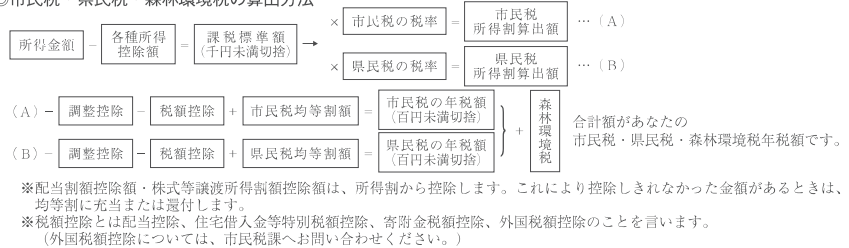
7 寄附金に関する事項

令和7年中に市民税・県民税における寄附金税額控除の対象となる寄附をした場合、寄附金税額控除を申告することができます。所定欄に寄附先の名称及び寄附金額を記入してください。

【ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方へ】
寄附先の自治体へワンストップ特例申請書を提出された方が申告をした場合、または6団体以上の自治体への寄附をされた場合は、特例を受けられません。このような方が寄附金税額控除を受ける場合には、申告書に記入し、寄附金証明書等を添付または提示する必要があります。

【別紙】：市民税・県民税・森林環境税の計算方法について

◎市民税・県民税・森林環境税の算出方法



◎均等割額

市民税	県民税	森林環境税
3,000円	1,500円	1,000円

※県民税均等割額には、豊かな森づくり協働税として、500円を含みます。

◎所得割の税率

	市民税	県民税
税率	6%	4%

※分離課税に係る税率は、市民税課にお問い合わせください。

◎給与所得（給与所得控除後の金額）の計算方法

給与等の収入金額の合計	給与所得控除後の金額の計算式
1円～ 650,999円	0円
651,000円～ 1,899,999円	収入金額－650,000円
1,900,000円～ 3,599,999円	A×28－80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円	A×32－440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
※8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

※収入金額が1,900,000円～6,600,000円未満の方については、その収入金額を4で割り、千円未満の端数を切り捨てた金額をAとして計算します。

※特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除します。給与所得者の特定支出の控除の特例については、市民税課にお問い合わせください。

◎調整控除額の計算方法

	課税標準額が200万円以下の者	課税標準額が200万円超の者
市民税	①と②のいずれか小さい額×3% ①人的控除額の差の合計額 ②課税所得金額	人的控除額の差の合計額－ (課税所得金額－200万円)×3%
県民税	①と②のいずれか小さい額×2% ①人的控除額の差の合計額 ②課税所得金額	人的控除額の差の合計額－ (課税所得金額－200万円)×2%

※調整控除の合計額が2,500円未満の場合は、2,500円（市民税1,500円、県民税1,000円）とします。

※納税義務者の合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。

◎所得税と市民税・県民税の人的控除の差（地方税法第314条の6）

人的控除の種類	差額
障害者控除	普通 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円
寡婦控除	1万円
ひとり親控除	父 1万円 母 5万円
配偶者控除	一般 900万円以下 5万円 900万円超950万円以下 4万円 950万円超1,000万円以下 2万円 老人 900万円以下 10万円 900万円超950万円以下 6万円 950万円超1,000万円以下 3万円
扶養控除	一般 5万円 特定 18万円 老人 10万円 同居老親 13万円 勤労学生控除 3万円 基礎控除 5万円

◎均等割・所得割の非課税限度額

家族数	均等割(合計所得金額)	所得割(総所得金額等)
1人	415,000円	450,000円
2人～	315,000円×家族数+289,000円	350,000円×家族数+420,000円

※家族数＝本人＋同一生計配偶者＋扶養数（16歳未満含む）

※合計所得金額・総所得金額等は、短期譲渡特別控除前、長期譲渡特別控除前

◎公的年金等に係る雑所得の金額の計算方法

公的年金等雑所得の金額					
公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	公的年金等雑所得の金額				
	1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超		
公的年金等（65歳未満の年金受給者） 雑所得の金額	収入＝60万円	収入＝50万円	収入＝40万円		
	～410万円以下	収入×0.75－27.5万円	収入×0.75－17.5万円	収入×0.75－7.5万円	
	～770万円以下	収入×0.85－68.5万円	収入×0.85－58.5万円	収入×0.85－48.5万円	
	～1,000万円以下	収入×0.95－145.5万円	収入×0.95－135.5万円	収入×0.95－125.5万円	
	1,000万円超～	収入＝195.5万円	収入＝185.5万円	収入＝175.5万円	
	公的年金等（65歳以上の年金受給者） 雑所得の金額	収入＝110万円	収入＝100万円	収入＝90万円	
		～410万円以下	収入×0.75－27.5万円	収入×0.75－17.5万円	収入×0.75－7.5万円
		～770万円以下	収入×0.85－68.5万円	収入×0.85－58.5万円	収入×0.85－48.5万円
		～1,000万円以下	収入×0.95－145.5万円	収入×0.95－135.5万円	収入×0.95－125.5万円
		1,000万円超～	収入＝195.5万円	収入＝185.5万円	収入＝175.5万円

◎所得金額調整控除

適用対象者	所得金額調整控除計算式
子ども・特別障害者等を有する者 所得金額調整控除	①給与等の収入金額が980万円を超えており、次の1～③のいずれかの要件を満たす者 (1)本人が特別障害者に該当する者 (2)年齢25歳未満の扶養親族を有する者 (3)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者
給与所得と雑所得の双方を有する者に 対する所得金額調整控除	給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計所得金額が10万円を超える者
給与所得と雑所得の双方を有する者に 対する所得金額調整控除	給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計所得金額が10万円を超える者

※計算された所得金額調整控除は給与所得から控除されます。

◎配当控除額（一般分）

市民税・…配当所得の1.6%	〔課税総所得金額等の合計額が1,000万円を超えるときは、その超える部分は1/2〕
県民税・…配当所得の1.2%	

◎寄附金税額控除

次の①～④に該当する団体等へ寄附した額の合計額から、以下の算式で計算した金額を控除します。

- ①都道府県、市町村に対する寄附金
 - ②鳥取県共同募金会に対する寄附金
 - ③日本赤十字社鳥取県支部に対する寄附金
 - ④条例指定法人等に対する寄附金
- 〔該当する条例指定法人等については、市民税課に〕お問い合わせください。

次の算式で計算した金額に県民税分4%、市民税分6%を乗じ、いずれか低いほうの金額を所得割から控除します。

①～④の寄附金の合計額－2千円
・(総所得金額＋退職所得金額＋山林所得)×30%－2千円

また、都道府県、市区町村に対する寄附金については、以下の特例控除額が加算されます。

ただし、市民税・県民税所得割の額の2割を限度とします。
(都道府県市区町村に対する寄附金額－2千円)

×(90%－0～45%×1.021) ※

※寄附者に適用される所得税の限界税率

◎雑損控除の計算方法

「損害金額－保険金などで補てんされる金額」＝Aの金額を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額。

損害金額（災害関連支出の金額を含む）－保険金などで補てんされる金額＝差し引損失額A

①差し引損失額A－総所得金額等の合計額の10%

②差し引損失額Aのうち災害関連支出の金額－50,000円

※災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などへの支出をいいます。

◎生命保険料控除額の計算方法

ア. 旧契約の生命保険のみの場合（契約日が平成23年12月31日以前）

支払保険料総額	控除額の計算式
15,000円まで	支払保険料の総額
15,000円を超え 40,000円まで	支払保険料の総額×1/2+7,500円
40,000円を超え 70,000円まで	支払保険料の総額×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円

イ. 新契約の生命保険のみの場合（契約日が平成24年1月1日以降）

支払保険料総額	控除額の計算式
12,000円まで	支払保険料の総額
12,000円を超え 32,000円まで	支払保険料の総額×1/2+6,000円
32,000円を超え 56,000円まで	支払保険料の総額×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円

ウ. 旧契約と新契約の両方がある場合

- ①及び③の種類について、旧契約と新契約の両方がある場合、次のいずれかの控除を選択することができます。
- a. 旧契約にかかる控除額（上記アにより算定した額で、上限35,000円。）
- b. 新契約にかかる控除額（上記イにより算定した額で、上限28,000円。）
- c. 旧契約と新契約にかかる控除額の合計額（上記ア、イにより算定した額の合計。上限28,000円）

- ただし①、②、③の控除合計額の上限は7万円。
- 例1）旧契約の一般生命保険料支払額50,000円（控除額30,000円）と、新契約の一般生命保険料支払額56,000円（控除額は上限の28,000円）がある場合、上記a.のパターンで、控除額が有利となる30,000円を控除額とすることができます。
- 例2）旧契約の一般生命保険料支払額20,000円（控除額17,500円）と、新契約の一般生命保険料支払額30,000円（控除額21,000円）がある場合、上記c.のパターンで、控除額を合算して、上限の28,000円を控除額とすることができます。

◎地震保険料控除額の計算方法

① 地震保険契約に係る保険料の場合	
控除額の計算式	支払保険料の総額×1/2（最高限度額25,000円）
② 長期損害保険契約に係る保険料の場合	
支払保険料総額	控除額の計算式
5,000円まで	支払保険料の総額
5,000円を超え15,000円まで	支払保険料の総額×1/2+2,500円
15,000円超	10,000円
③ 地震保険契約と長期損害保険契約がある場合	
上記の①により算出した金額+②により算出した金額（最高限度額25,000円）	

◎配偶者特別控除額の早見表

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者特別控除額			
580,001円 ～ 1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円 ～ 1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円 ～ 1,100,000円	290,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円 ～ 1,150,000円	270,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円 ～ 1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円 ～ 1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円 ～ 1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円 ～ 1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
1,330,001円超	適用なし		